

令和8年度 相模原市立中野小学校

いじめ防止基本方針



令和 8 年 4 月 1 日

相模原市立中野小学校 いじめ防止基本方針

【いじめを許さない学校づくり】

- (1) お互いを思いやり、人格を尊重しながら成長し合うことが大切であるとの認識のもと、暴力を許さず、生命や人権を守る教育指導の充実に努める。《人権を守る教育活動の充実》
- (2) 「いじめは決して許されない」との強い認識を児童と教職員が共有すると共に、誰もがいじめの傍観者とはならず、いじめを抑制する仲介者となる土壌を育む。《いじめを許さない土壌の形成》
- (3) ネット上のいじめに関する指導や情報モラルを身につけさせる指導の充実、教職員の情報リテラシーの向上をはかりながら適切に対応する。《情報化社会への対応》

【家庭・地域との連携】

学校評議員、PTA、見守り隊、民生委員等各種団体

- いじめがあった場合、隠すことなく、いじめを受けている当事者のプライバシーや2次被害の防止に配慮しつつ必ず報告し、家庭や地域と一体となって解決に取り組む。

【校内組織】

【中野小学校いじめ防止対策委員会】

【構成員】

校長、副校長、児童支援専任教務主任、担任、学年主任
養護教諭、カウンセラー
SSW

【関係機関との連携】

- ・教育委員会
- ・青少年相談センター
- ・緑子育て支援センター
- ・児童相談所
- ・津久井警察
- ・緑生活支援課
- ・津久井保健福祉課

【いじめの未然防止】

- (1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
公開授業の実施 ソーシャルスキルトレーニング 異年齢構成による活動 など
- (2) 学校の教育活動を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。
異学年交流（スマイルタイム）スマイル交流会 集会活動 など
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や読書活動、体験活動を推進する。
校内「人権週間」の実施 読み聞かせの実施 など
- (4) いじめ(インターネット等によるいじめを含む)について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図ると共に、児童、保護者に対しても周知徹底を図る。
防犯指導教室の実施 保護者会で資料配付 など
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめ問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
学校評議員会 保護者会 など

【いじめの早期発見】

- (1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。
作文や日記、休み時間の様子の観察
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
アンケートの実施（学期に1回）
1学期-6月第1週 2学期-11月第1週 3学期-2月第1週
- (3) 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行う事ができる体制を整備する。
保護者面談日、授業公開日、学校教育カウンセラー勤務日（毎週金曜日）での相談・面談

いじめ情報のキャッチ



正確な実態把握



指導體制・方針決定



今後の対応



保護者との連携



子どもへの指導・支援

【いじめの定義】（「いじめ防止対策推進法」第2条1項）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等の取組を推進していく基本理念

いじめはどの学級でもどの児童にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていく。

- いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むと共に、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。

いじめには様々な特質があり、以下の基本的な認識で対応する。

- ① いじめはどの子にも、どの学校にも起こりえるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ④ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑤ いじめは学校、家庭、地域社会などの関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取組を推進するための組織を置く。

この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

○ 組織名称 : 中野小いじめ防止対策委員会

○ 構成員 : 学校企画会 + 担任・主任 + 支援級・通級指導教室主任

○ 委員会の取組内容

- ① 好ましい人間関係を築き、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。
- ② 児童や保護者の意識・背景、地域・学校の特性等を把握した上で、年間を見通した予防的、開発的な取り組みを計画・実施する。

3 いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

(1) 児童が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- ① 異年齢交流で高め合う特別活動や清掃活動
- ② 人権教育・道徳教育、体験活動の充実
- ③ 児童会、委員会による「あいさつ運動」の実施

(2) 学校の教育活動全体を通じ、児童の自己有用感を高められる機会を充実させる。

- ① 児童会・各委員会が実施する主体的な活動を通して個性を認め合う。
- ② スマイル班の活動の場などを多く設定して、児童間の交流を促す。
- ③ 児童自身が立案、実行、評価等を行えるようにし、成功体験の積み重ねを体感させて自信をつけさせる。

(3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。

- ① 校内「人権週間」を設け、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むと共に、人権意識の高揚を図る。
- ② いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てる。
- ③ 福祉体験やボランティア体験等、発達段階に応じた「社会」との関わりを教育活動に入れる。

(4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、児童・保護者に対しても周知徹底を図る。

- ① 防犯教室の授業を保護者に参観してもらったり、保護者向けセミナーの開催を図ったりして、いじめ防止の理解を図る。
- ② 保護者会等で情報セキュリティ（フィルタリングや家庭でのルールづくり）の必要性を知らせていく。
- ③ いじめ・暴力行為・不登校の指導方針について教職員間の共通理解を図り、協力して指導にあたるような組織体制づくりと自己点検を行う。

(5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取組を推進する。

- ① 民生委員や児童委員、スクールサポーター、登下校の見守り隊、スポーツ少年団等の地域の各種団体から情報交換ができるような体制づくりの構築に努める。
- ② 児童の教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設ける等、ネットワークづくりを行う。
- ③ 学校評議委員会において、本校の取り組み状況を知らせ、今後の課題や方向性について協議する。

4 いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

(1) 日常的な観察を充実させ、児童の様子に目を配る。

- ① 休み時間や昼休み等と一緒に過ごす機会を設け、児童の様子に目を配る。また、児童の作文や日記などにも気をつける。
- ② 「いじめの早期発見のためのチェックリスト」を活用する。
- ③ けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い判断する。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ① 連絡ノート等の活用により、保護者と連絡を密にとる。
- ② 年間を通じて「保護者面談日」を設けて、気軽に相談できる雰囲気・体制づくりをする。
- ③ 学期に1回以上の「いじめ実態調査アンケート」を実施し、実態把握に努める。
アンケートの実施 1学期→6月第1週 2学期→11月第1週 3学期→2月第1週

(3) 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

- ① 本人からの訴えについては、担任や児童支援専任、カウンセラーを中心に本人の心のケアに努めると共に、具体的に心身の安全を守る。
- ② 周囲の児童からの訴えには、いじめを訴えたことにより、当該児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、訴えを真摯に受け止め、守秘義務に努める。
- ③ 保護者からの訴えは丁寧に聞き、家庭訪問の実施、情報の収集等に努める。

5 いじめの対処

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

(1) 被害児童を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童等を指導する。

- ① いじめに至った経過や心情について当該児童から聞き取ると共に、周囲の児童や保護者から正確な情報の収集に努める。
- ② 被害児童に対しては、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、共感的に接する。
- ③ いじめた児童に対しては、いじめに至った気持ちや状況について聞き、その児童の背景にも目を向けて指導する。

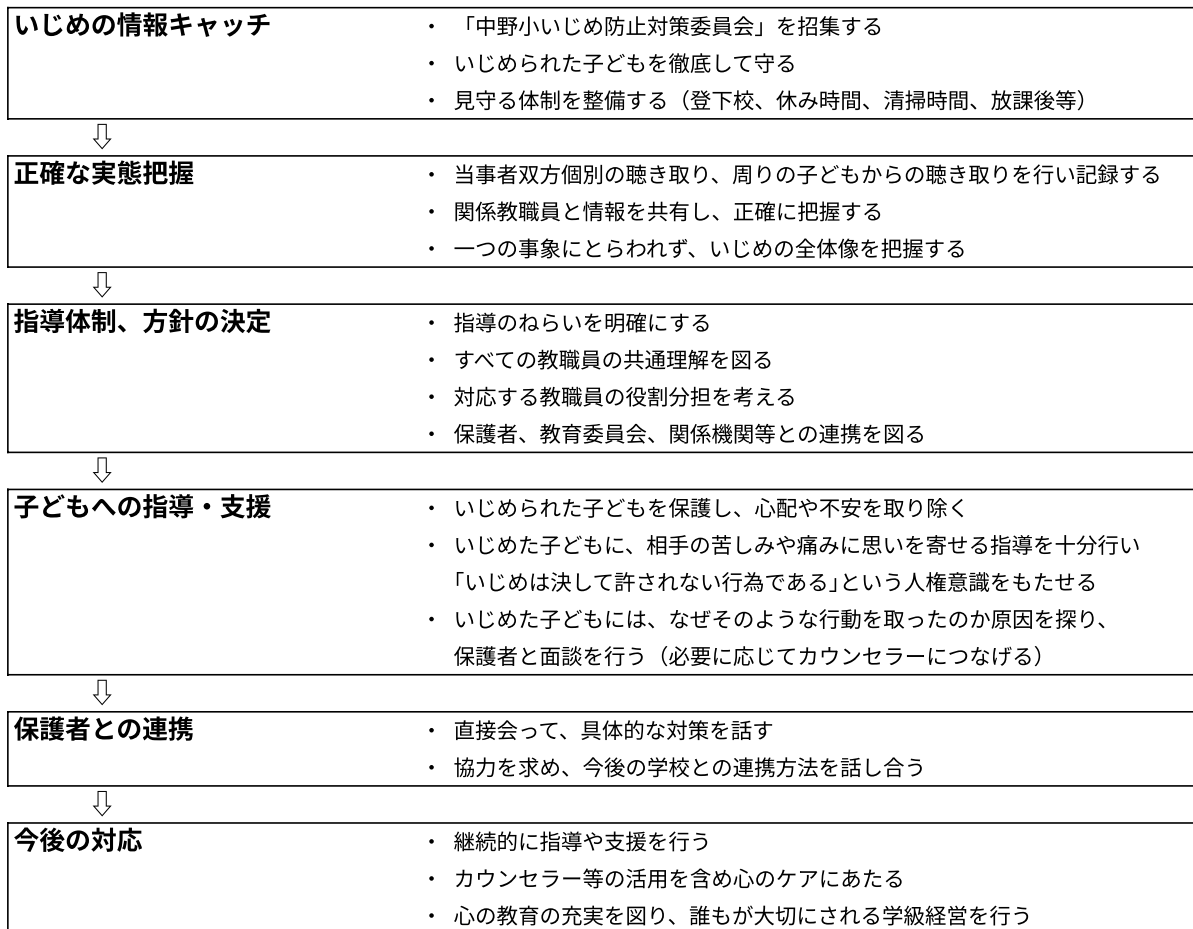
(2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。

- ① いじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図るように努め、事実を隠蔽するような対応は絶対に行わない。
- ② 学校に寄せられるいじめ等に関する情報に対しては、誠意をもって対応する。
- ③ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと情報を交換しながら、関係機関と素早く連携できるようにする。

(3) いじめを認知した教職員はいじめを止めると共に、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。

- ① いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す。
- ② いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞く。また、第三者からも詳しく情報を得て、事実関係を把握する。事実確認と情報の共有化を図る。
- ③ 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示の元に教職員間の連携と情報共有を随時行う。

(対応経路)



6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態が発生したとの疑いがあると認めるときには、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
- (2) 学校は、重大事態の発生を認定したときには、教育委員会を通じて、速やかに市長へ重大事態発生について報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- (4) 深刻ないじめを行う児童に対しては、他の児童の「教育を受ける権利を保障する」という観点から、やむを得ない措置として出席停止を命じる。その場合には、当該児童・保護者に出席停止の趣旨を十分に説明する。また、出席停止の期間が著しく長期にわたることがないように配慮する。
- (5) いじめられる児童を守るための方法として、就学すべき学校の変更や区域外就学を認める措置を講じる。